

令和2年度 中田切川地点発電所建設事業
優先交渉権者決定基準

令和2年12月

長野県企業局

目次

I.	評価の概要	2
1.	優先交渉権者決定基準の位置付け	2
2.	優先交渉権者決定方法	2
3.	技術評価会議の開催	2
4.	評価の視点	3
5.	評価の構成と手順	3
II.	資格審査	4
III.	提案評価	4
1.	提案評価	4
IV.	総合評価	6
1.	総合評価の手順	7
2.	総合評価点の計算式	7
3.	優先交渉権者の決定	7

1. 評価の概要

1. 優先交渉権者決定基準の位置付け

本書は、長野県企業局（以下「県」という。）が、令和2年度 中田切川地点発電所建設事業（以下「本事業」という。）を実施する単独の企業又は複数の企業から構成される共同企業体（これらを総称して、以下「応募者」という。）の募集・決定にあたり、最も優れた提案を評価し決定するための手順、方法、評価基準等を示すものである。

なお、本基準において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、募集要項に定めるところによる。

2. 優先交渉権者決定方法

本事業は、令和2年度 中田切川地点発電所について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）の新設区分の活用を想定した建設事業を実施するものである。

優先交渉権者の決定は、①参加資格要件の充足状況を審査する手続き「資格審査」、②事業条件を踏まえ、具体的な実施計画を盛り込んだ提案内容を評価する「提案評価」の二段階に分けて実施する。

3. 技術評価会議の開催

優先交渉権者の決定にあたり、県は、図表1の有識者等からなる「技術評価会議」（以下「評価会議」という。）を開催する。なお、評価会議は非公開とし、応募者が、優先交渉権者の決定までに評価会議の構成員に対し本事業に関連した接触（金銭の支払いその他の便宜供与を含む。）を行った場合は失格とする。

図表1 構成員一覧

氏名	所属・役職等
酒井 美月	長野工業高等専門学校准教授
岡本 明	国土交通省中部地方整備局天竜川ダム統合管理事務所管理課長
入谷 吉博	駒ヶ根市民生部生活環境課長
高見澤 透	長野県企業局電気事業課 課長補佐
五味 浩	長野県企業局南信発電管理事務所管理課長

4. 評価の視点

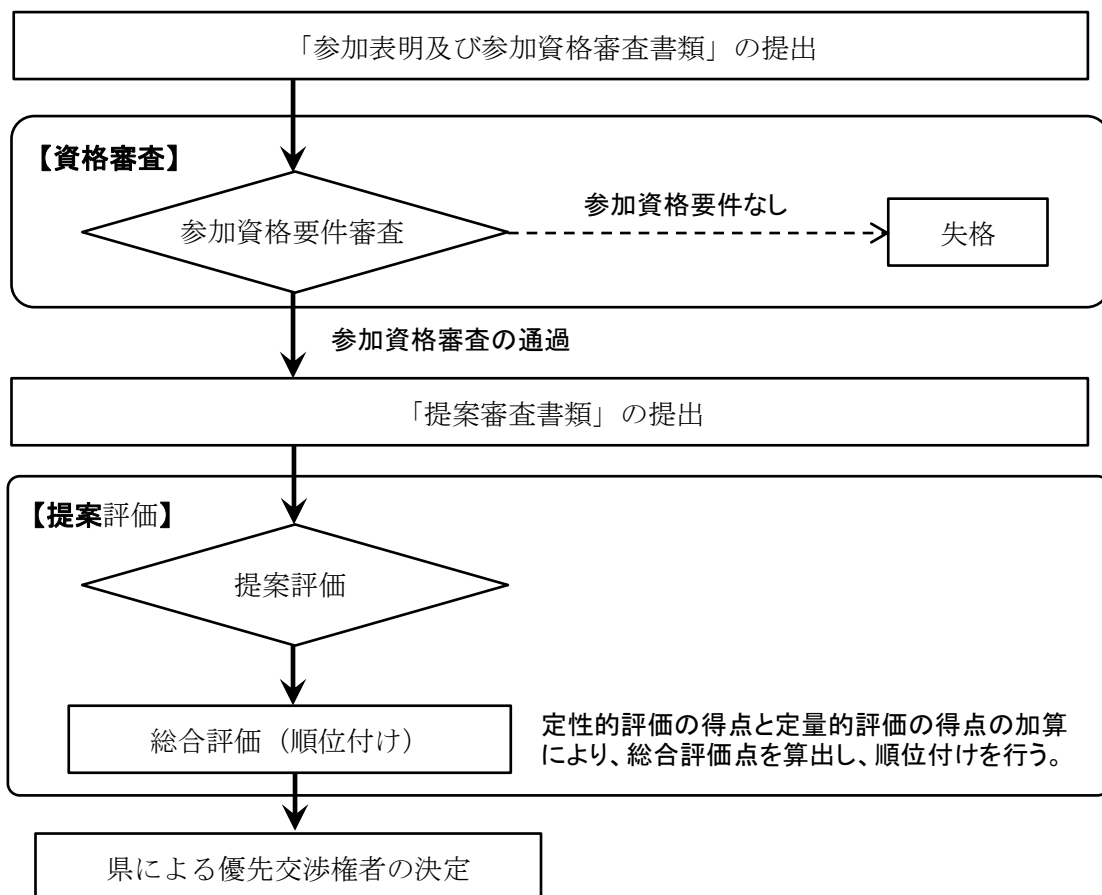
本事業の評価は、特に以下の点を踏まえて、各方面から専門的かつ詳細な評価を行うものとする。

- ✓ 募集要項 I. 9 の参考価格を踏まえたうえで、最適な施工仕様および高度で専門的な施工方法を設計反映させつつ、施工時のリスクを低減し、工事を確実に履行できるよう技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の導入効果を最大限発揮させること。
- ✓ 確実な発電所建設に向けた留意点及び対応策がスケジュール及び検討手法に盛り込まれていること。
- ✓ 「地域連携型水力発電所」のコンセプトの達成が期待できる発電所計画となっていること。

5. 評価の構成と手順

優先交渉権者の決定は、資格審査及び提案評価から構成され、図表 2 に示す評価の手順に基づき、実施する。

図表 2 評価の手順



II. 資格審査

本事業を実施することを表明する応募者から提出された参加表明書及び参加資格審査書類を基に、募集要項に定める応募者に共通の参加資格要件及び各応募者個別の参加要件を満たしているかどうか審査を行う。これらの参加資格要件を満たしていないと判断する場合には失格とする。

また、参加表明書に虚偽の記載事項があることが明らかとなった場合も失格とする。

III. 提案評価

提案評価は、資格審査を通過した応募者から提出された提案審査書類を評価する。提案評価では、定量的評価（価格要素評価）、定性的評価（非価格要素評価）について、それぞれ評価及び採点を行い、その合計点によって最終的な優先交渉権者を決定する。

評価にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、評価会議による応募者へのヒアリングの実施を行う。

1. 提案評価

(1) 定量的評価（価格要素評価）

応募者から提出された提案審査書類のうち、価格提案書について、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い価格提案の金額を提示した応募者の価格点を10点とし、その他の応募者の価格点は、提案のうち最も低い価格提案の金額からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{最も低い価格提案の金額}}{\text{当該応募者の提示する価格提案の金額}} \times 10 \text{ 点}$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入とする。

(2) 定性的評価（非価格要素評価）

応募者から提出された提案審査書類のうち、技術提案書について、図表3に示す評価項目、評価のポイント及び配点に従い、応募者の提案内容について評価し得点化した点数を非価格点とする。

なお、得点化に際しては、図表4に示す得点化基準により得点を付与する。

$$\text{非価格点} = 190 \text{ 点満点での得点}$$

ただし、有効桁数は小数点第1位とし、小数点第2位は四捨五入とする。

図表 3 評価項目及び配点等

No	審査項目	配点
■事業全体に関する項目		計 75 点
1	事業全体方針	10 点
2	①実施体制及び実績	15 点
	②設計実績	5 点
3	事業スケジュール及び関係許認可の把握	25 点
4	地域貢献策	20 点
■調査設計及び建設に関する項目		計 115 点
5	発電所の設計主旨及び建設方針	10 点
6	発電計画及び検討手法	35 点
7	ECI 方式の特徴を踏まえた業務推進方法	25 点
8	課題に対する具体的な対応策	30 点
9	建設工事計画及び周辺環境への配慮	15 点
合計		190 点

【事業全体に関する項目（75点）】

No	評価項目	配点	評価の視点	提案評価書類様式
1	事業全体方針	10 点	・事業目的に対する理解がなされたうえで、事業特性を踏まえた的確で魅力のある事業方針、コンセプトとなっているか。	様式 4-(3)-①
2	①実施体制及び実績	15 点	・事業特性を考慮したうえで、実効性のある実施体制が構築されているか。 ・建設に関わる企業が、本事業の円滑な実施に寄与する業務実績を有しているか。 ・必要とされる有資格者、技術者等の配置方針が妥当であり、その配置が、継続的かつ確実に見込めるか。	様式 4-(3)-②
	②設計実績	5 点	・設計に関わる企業が、本事業の円滑な実施に寄与する業務実績を有しているか。	様式 4-(3)-③
3	事業スケジュール及び関係許認可の把握	25 点	・固定価格買取制度を始めとした事業遂行に必要な許認可、各種届出など発電運用開始に向けたクリティカルパスが網羅されるほか、河川や自然環境の特性に応じた適切な工期設定等、事業遂行の確実性のあるスケジュールが、実現性を備えたものとして示されているか。 ・本事業に関連する許認可内容の把握と協議すべき内容と時期が工程計画に適切に反映されているか。	様式 4-(3)-④-i 様式 4-(3)-④-ii
4	地域貢献策	20 点	・地域貢献につながる方策が、具体的であり、実効	様式 4-

No	評価項目	配点	評価の視点	提案評価書類様式
			性を備えているか。	(3)-⑤

【調査設計及び建設に関する項目（115点）】

No	評価項目	配点	評価の視点	提案評価書類様式
5	発電所の設計主旨及び建設方針	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・運営や維持管理の容易性を考慮した設計主旨が提案がされているか。 ・コンセプト実現に寄与する魅力的な発電所が提案されているか。 	様式4-(3)-⑥
6	発電計画及び検討手法	35点	<ul style="list-style-type: none"> ・概略設計について、的確な視点でレビューされ、実現性を高めるための留意点や解決すべき課題が的確に整理されているか。 ・概略設計を踏まえ、最適な発電設備規模の設定に必要な検討手法が的確に提案されているか。 ・設計主旨と整合した発電計画及び検討手法となっているか。 	様式4-(3)-⑦
7	ECI方式の特徴を踏まえた業務推進方法	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費の抑制に資する方策が具体的かつ有効であるか。 ・円滑な価格交渉に資する方策が具体的かつ有効であるか。 	様式4-(3)-⑧
8	課題に対する具体的な対応策	30点	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所建設にあたり、事業条件書に記載している課題に対する適切な対応策（整備内容や工法等）が提案されているか。 	様式4-(3)-⑨
9	建設工事計画及び周辺環境への配慮	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・本地点の建設において想定される留意事項又は配慮すべき視点が妥当であり、有効な対応策が提案されているか。 ・具体性と実行性が備わった施工計画が提案されているか。 ・工事による周辺への影響を十分に想定できているか。 	様式4-(3)-⑩

図表4 各評価項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	提案内容が特に優れている	配点×1.00
B	A-Cの間	配点×0.75
C	提案内容が優れている	配点×0.50
D	C-Eの間	配点×0.25
E	提案内容が劣る	配点×0.00

IV. 総合評価

1. 総合評価の手順

提案審査書類に記載された提案内容に基づいて算出した定性的評価（非価格要素評価）の非価格点と応募者が提示する価格提案の金額に基づいて算出した価格点の合計により、応募者ごとに総合評価点を算出する。

県は、評価会議で算出された総合評価点に対し、順位付けを行い、その結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、総合評価点につき同点の者が2者以上ある場合、非価格点の高い者を上位とするものとし、総合評価点、非価格点の双方が同点である者が2者以上ある場合においては、くじ引きにより上位の者を決定するものとする。

2. 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式より行う。

$$\begin{array}{rcccl} \text{総合評価点} & = & \text{【非価格点】} & + & \text{【価格点】} \\ \text{(満点 200 点)} & & \text{(満点 190 点)} & & \text{(満点 10 点)} \end{array}$$

3. 優先交渉権者の決定

県は、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定し、通知する。また、県は優先交渉権者の決定について公表する。